

協議第9号 町、字の区域及び名称の取扱いについて

町、字の区域及び名称の取扱いについて提出する。

平成15年11月25日提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一 俊

町、字の区域及び名称の取扱いについて

1. 4市町村の町、字の区域については、従前のおりとする。
2. 名称の表示は、大字の字句を削除することとし、新市の名称に続く町名、大字名については、合併前において現市町村で調整する。
3. 新市の住所の表示は、番地と数値の間の「の」を表記しないこととする。

平成15年12月24日 確認

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目			町、字の区域及び名称の取扱い									関 係 項 目		
調 整 の 内 容			1. 4市町村の町・字の区域については、従前のとおりとする。 2. 名称の表示は大字の字句を削除することとし、新市の名所に続く町名、大字名については、合併前において現市町村で調整する。											
			現						況					
市 町 村 名			菊池市			七城町			旭志村			泗水町		
市 町 村 別 内 容	1.大字名	大字名(36)			大字名(21)			大字名(8)			大字名(9)			
		わいふ 隈府	わたる 巨	かたかく 片角	やまさき 山崎	みつき 水次	おかた 岡田	べんり 弁利	いはぎ 伊萩	しんめい 新明	すみよし 住吉	とみのう 富納	なが 永	
		けまお 袈裟尾	ぎょしょうじ 玉祥寺	しもかわはる 下河原	ながかわ 流川	へた へ田	あらまき 荒牧	いさか 伊坂	かわべ 川辺	おたる 尾足	よしどみ 吉富	とよみず 豊水	ふくもと 福本	
		ふじた 藤田	こば 木庭	はる 原	たかた 高田	うてな 台	せとくち 瀬戸口	おばる 小原	ふもと 麓		かめお 亀尾	たしま 田島	みなみたしま 南田島	
		しきょうぶん 四町分	りゅうもん 龍門	ゆきの 雪野	こうさまち 甲佐町	しんこが 新古閑	きよみず 清水							
		おぎ 小木	はんじやく 班蛇口	しげみ 重味	こもり 孤入	たかしま 高島	かえ 加恵							
		とよ 豊間	おおひら 大平	にしはさま 西迫間	すなだ 砂田	かめお 亀尾	はやばる 林原							
		いちのせ 市野瀬	にしでら 西寺	のまぐち 野間口	そさき 蘇崎	おのざき 小野崎	はした 橋田							
		だいりんじ 大琳寺	きたみや 北宮	ふかがわ 深川										
		むらた 村田	ながた 長田	いでた 出田										
		ひろせ 広瀬	きこうじ 木柑子	いま 今										
		もりきた 森北	あかほし 赤星	ひえがた 檉方										
		きの 木野	よなばる 米原	よしどみ 吉富										
2.小字数		小字名(1,042)			小字名(329)			小字名(269)			小字名(274)			

町、字の区域及び名称の取扱いについて(資料)

関 係 法 令	
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)</p> <p>(市町村の廃置分合及び境界変更)</p> <p>第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定により廃置分合をしようとするときは、都道府県知事は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>3 都道府県の境界にわたる市町村の変更は、関係のある普通地方公共団体の申請に基き、総務大臣がこれを定める。</p> <p>4 第1項及び前項の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。</p> <p>5 第1項、第3項及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</p> <p>6 第1項の規定による届出を受理したとき、又は、第3項の規定による処分をしたときは、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。</p> <p>7 第1項又は第3項の規定による処分は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p> <p>(郡の区域)</p> <p>第259条 郡の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は郡の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、都道府県知事が、当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>2 郡の区域内において市の設置があったとき、又は郡の区域の境界にわたって市町村の境界の変更があったときは、郡の区域も、また、自ら変更する。</p> <p>3 郡の区域の境界にわたって町村が設置されたときは、その町村の属すべき郡の区域は、第1項の例によりこれを定める。</p> <p>4 第1項乃至第3項の場合においては、総務大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、これを国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第7条第7項の規定は、第1項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。</p> <p>5 第1項乃至第3項の場合において必要な事項は、政令でこれを定める。</p>	<p>(市町村区域内の町又は字の区域)</p> <p>第260条 政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。</p> <p style="text-align: center;">その他関連法令 住民基本台帳法施行令</p> <p>(職権による住民票の記載等)</p> <p>第12条 市町村長は、法の規定による届出に基づき住民票の記載等をすべき場合において、当該届出がないときを知ったときは、当該記載等をすべき事実を確認して、職権で、第7条から第10条までの規定による住民票の記載等をしなければならない。</p> <p>2 市町村長は、次に掲げる場合において、第7条から第10条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(1号～6号 省略)</p> <p>(7) 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項若しくは同法第4条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴い住所の表示の変更があったとき。</p> <p style="text-align: center;">(以下省略)</p>